

## ▶ 整備基準抜粋

- イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

## ▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 多数の者が利用する出入口 ((2)に規定するもの並びにかご、昇降路及び便所に設けられるものを除き、かつ、2以上の出入口を併設する場合においては、そのうち1以上のものに限る。) は次に定める構造とすること。
- ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (2) 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

## ▶ 解説

## ア 出入口

- ・ 整備基準では、利用円滑化経路を構成するすべての出入口について、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすることを求めている。
- ・ 目標となる基準では、基本的にすべて（近接して複数設けられている場合はそのうち1以上）の出入口を車いす使用者が円滑に利用できる構造とすることを求めている。

## イ 幅

- ・ 整備基準の出入口の幅80cmは、車いすで通過できる寸法
- ・ 目標となる基準の出入口の幅90cmは、車いすで通過しやすい寸法、内法120cmは人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法

## ウ 戸の設置等

- ・ 戸を設ける場合にはその前後に高低差を設けないことを求めており、一方戸がない場合には傾斜路を設けることを許容している。

## エ 段差の解消

- ・ 車いす使用者等への配慮として、階段や段差（高低差が2cm以下で丸みを持たせた段は除く）を設けないことを原則としている。やむを得ず設ける場合は、傾斜路や昇降機等の設置を求めている。

## ▶ 配慮事項

## ア 寸法

- (ア) 有効幅員
- ・ 車いす使用者、松葉杖利用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は120cm以上かつ自動ドアとし、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望ましい。
- (イ) 戸の前後に設ける水平部分
- ・ 戸の前後に設ける水平な部分は車いすの回転に必要な150cm角以上を確保することが望ましい。

## イ 戸の形式

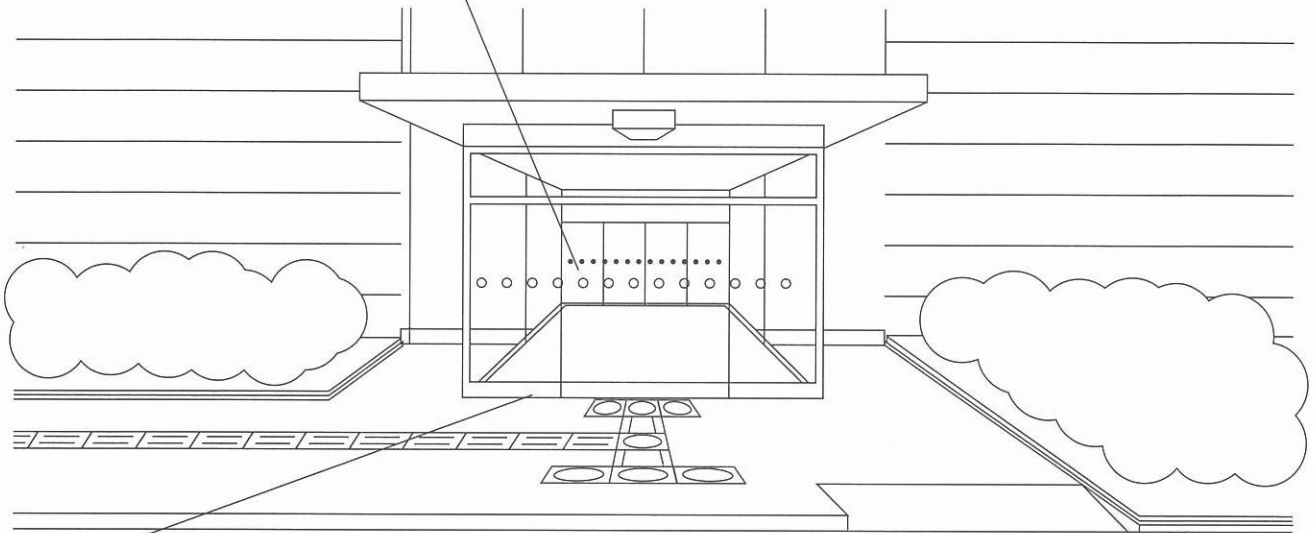
- (ア) 全般
- ・ 開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また手動式よりも自動式の方が安全で使いやすい。
  - ・ 車いす使用者に配慮して、扉ガラスにはキックプレートを設けることが望ましい。
- (イ) 自動式引き戸
- ・ 開くときは迅速に、閉まるときは遅くなるよう配慮する。
  - ・ 視覚障害者、車いす使用者等の通行について、支障なく作動するような起動装置が望ましい。
  - ・ 高齢者・障害者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置することが望ましい。
  - ・ 非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。
- (ウ) 手動式引き戸及び開き戸
- ・ 手動式の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。
  - ・ ドアクローザーを設ける場合は、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設置し、さらに開閉速度が調整できるものが望ましい。
  - ・ 開き戸は、プライバシー上問題のある場合を除き、戸の反対側の様子がわかるような窓を設置することが望ましい。窓は、車いす使用者や子ども等が認知できる位置とすることが望ましい。
  - ・ 手動式扉には指つめ防止の配慮が望ましい。
- (エ) 回転戸及び自動式開き戸
- ・ 回転戸は、高齢者・障害者等には使いにくいいため、主たる出入口には設けないことが望ましい。もし設ける場合は、高齢者・障害者等が使いやすい引き戸、開き戸を併設することが望ましい。
  - ・ 自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突するおそれがあるため使用しないことが望ましい。

## ウ 設備・備品等

- (ア) 屋根・庇
- ・ 出入口には、雨等がかからないように屋根又は庇を設けることが望ましい。
- (イ) ガラス
- ・ ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指針発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いものを選ぶことが望ましい。
  - ・ 視覚障害者にとっては、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突のおそれがあるため、目の高さの位置に横桟を入れるか、色（白内障等の高齢者に配慮し青色は避ける。）や模様等で十分識別できるようにすることが望ましい。
- (ウ) 玄関マット
- ・ 埋め込み式とし、車いすで動きにくい刷毛状のものは使用しないことが望ましい。
  - ・ 白杖などの先端を引っかけたりしないよう端部を固定することが望ましい。
  - ・ 視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する。
- (エ) 風除室
- ・ 風除室内で方向転換するような設計は避けることが望ましい。
- (オ) 把手
- ・ 手動式引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバー式、プッシュ式又はパニックバー形式のものとする。握り玉式のものを使用しない。
  - ・ 引き戸には、車いす使用者の利便性に配慮し、補助把手をつけることが望ましい。
  - ・ 床から90cm程度の位置に設置することが望ましい。
- (カ) インターホン・案内板
- ・ インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さとする。
  - ・ 聴覚障害者に配慮し、施設の利用案内が文字表示されていることが望ましい。
- (キ) 受付カウンター等
- ・ 建築物の出入口に近い位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにすることが望ましい。

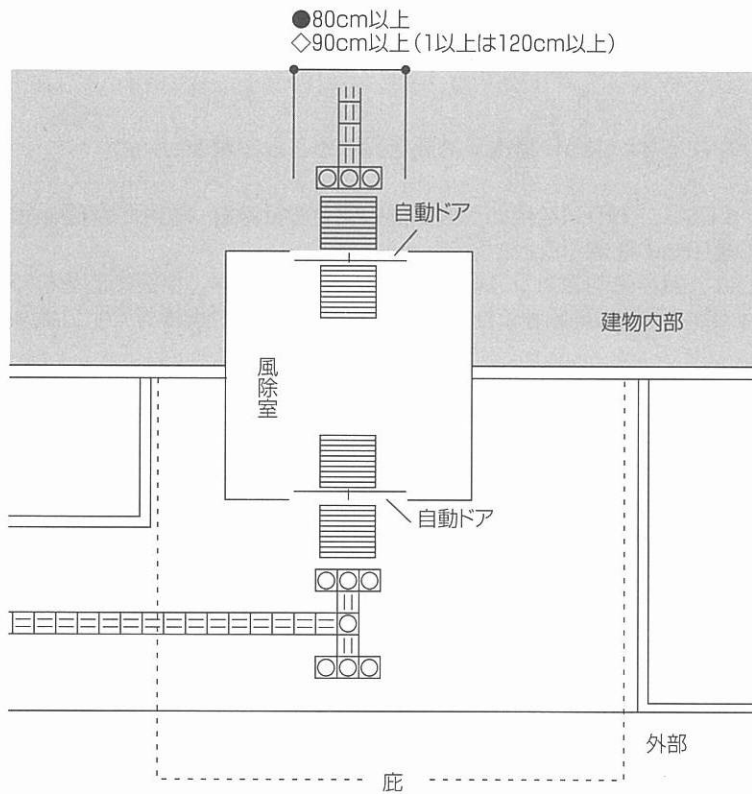
### 出入口の整備例

- 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸
- ◇ 1 以上は自動的に開閉する構造



- ◇ 戸を設ける場合、前後に高低差を設けない

- 建物出入口の幅
- 80cm以上
  - ◇ 90cm以上 (1 以上は120cm以上)



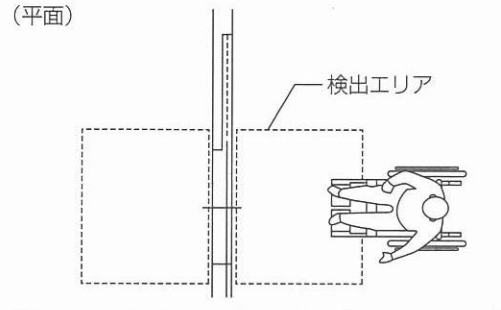
- 80cm以上
- ◇ 90cm以上 (1以上は120cm以上)

凡例 ●印：整備基準に定めるもの  
 ◇印：目標となる基準に定めるもの  
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

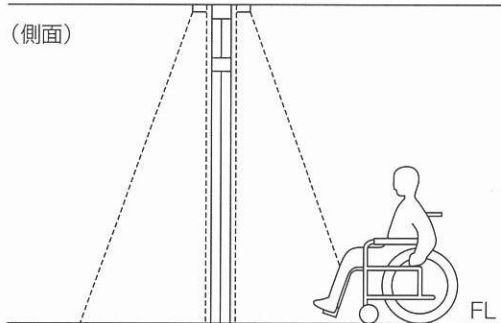
## 出入口の整備例

### 玄関ドアの感知方式例

光線式反射スイッチ  
(平面)

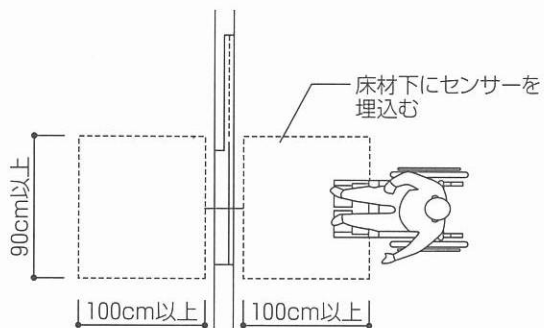


(側面)

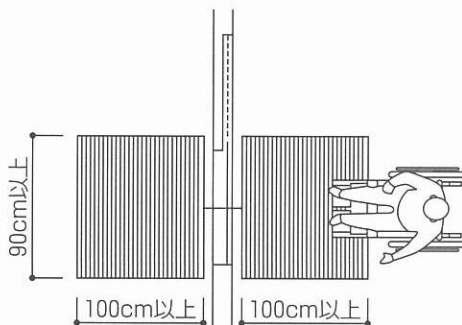


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に使われる。

床埋込式センサー式スイッチ

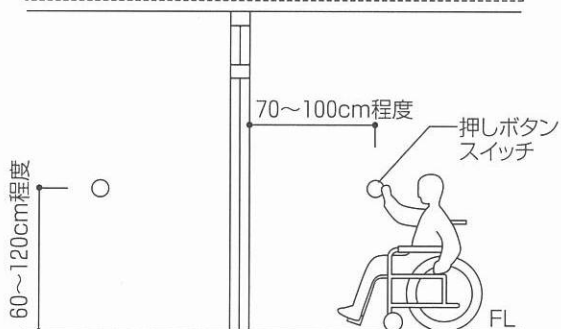


マットスイッチ



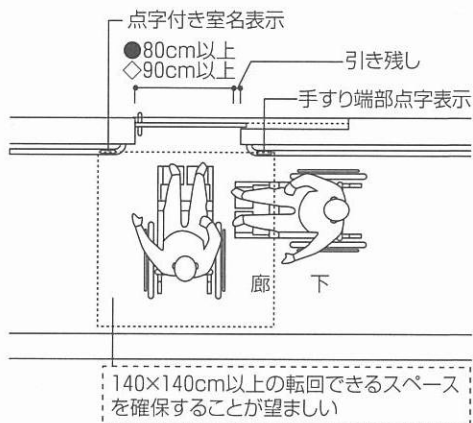
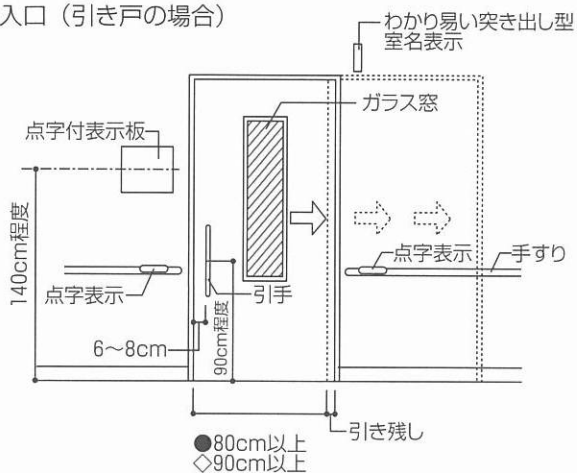
押しボタンスイッチ

・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する。

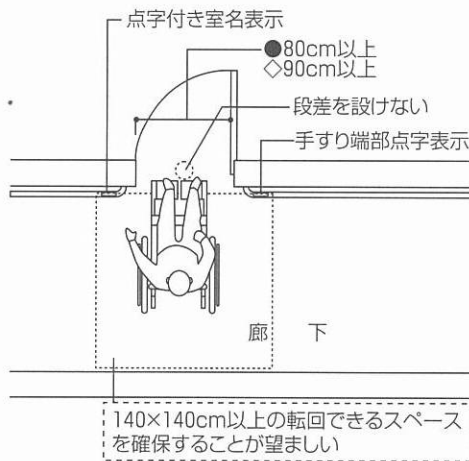
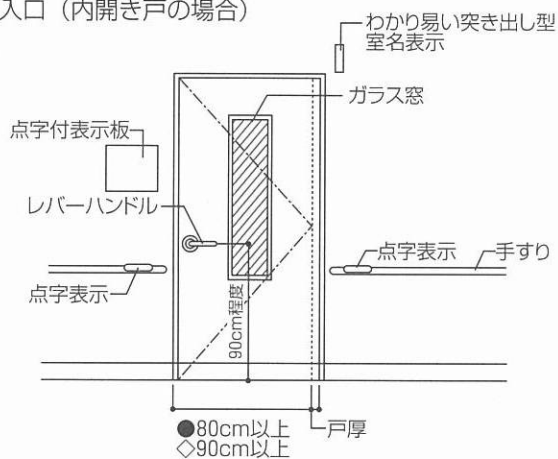


## 出入口の整備例

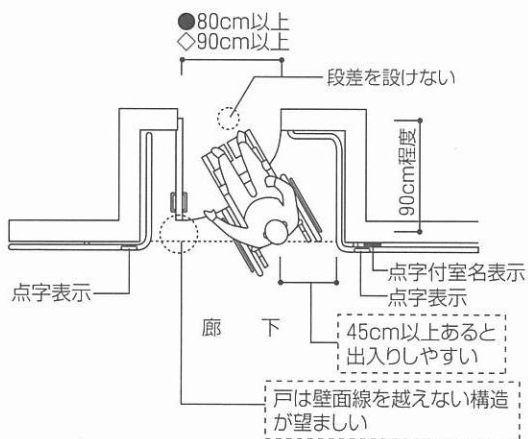
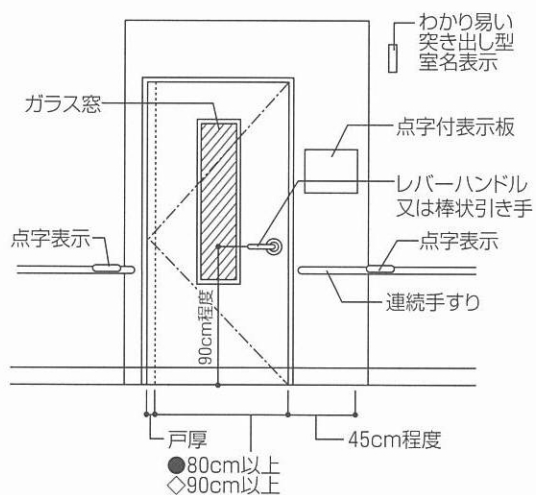
利用居室出入口（引き戸の場合）



利用居室出入口（内開き戸の場合）



利用居室出入口（外開き戸の場合）

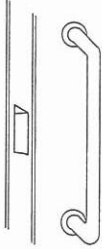


凡例 ●印：整備基準に定めるもの  
 ◇印：目標となる基準に定めるもの  
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

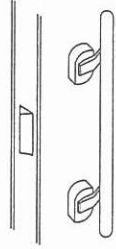
## 出入口の整備例

使いやすい把手の例

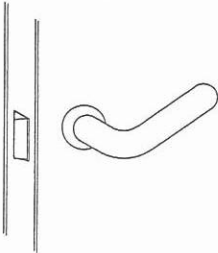
棒状



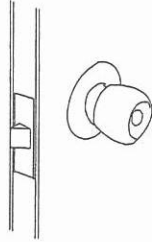
プッシュプルハンドル



レバーハンドル



握り玉 (使いづらい)



パニックバー

